

令和4年 月 日

(学校名・学科)
(担当教員氏名) 様

〇〇科
氏名

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃からの熱心なご指導に感謝しております。
この度の実習時の新型コロナワクチン接種ですが、以下の理由から辞退させていただきます。

mRNA ワクチンは、全く新しい機序のワクチンで中長期的な安全性が確認されていません。
現在、スパイク蛋白自体に血管障害や血栓症を誘起する作用、心筋炎や全身性炎症、
免疫抑制による感染への脆弱性を示す研究論文が数多く報告されています。

厚生労働省副反応報告によると、接種後の死亡例は1,711件、重篤例は7147件です(2022.5.18)
その内、20代は重篤者796人、死者31人で重篤な副反応や後遺症の危険性があります。

オミクロン株流行以降のブレークスルー感染の多さから考えても、武漢株を元に設計された
現行ワクチンの効果は低いと考えられます。

接種が任意であることは国の方針です。衆議院・参議院の附帯決議、内閣官房の基本的対処方針に
明記されています。また、実習時の必須条件にしないように、大学等の医療関係職種の学校養成所等に
厚生労働省から通達が出ています。

実習先が確保出来ないようであれば、学内実習などで代替し、留年とならないよう
授業単位を取得できるようご調整をお願いします。
教育を受ける機会の確保を検討して頂けない時は、国の機関へ相談を致します。
本校の方針として、接種は実習の条件であり、代替手段を検討できないことを書面にてご説明ください。

なお、国に相談し解決出来ない場合は、誠に不本意ではございますが、
弁護士に対応して頂く所存です。
ご検討、どうか、宜しくお願いします。

敬具

参照

【厚生労働省 通達】 (令和4年4月14日)
医療関係職種等の各学校、養成所、養成施設の対応及び実習施設への周知事項について
“ワクチン接種やPCR検査等を実習の受入れの必須要件としないよう再度周知するとともに、
関係者の理解と協力を得られるようご協力をお願いします。(P3)”
https://www.jaot.or.jp/files/news/covid19/mhlw_info/kourou-220414-1.pdf

【厚生労働省 通達】 (令和3年6月10日)
医療関係職種等の養成所等の実習施設への周知事項等について
“実習施設においては、ワクチン接種やPCR検査等について(以下略)検査等を実習の受入れの必須要件としないよう
ご協力ください。(以下略)ワクチン接種は、あくまで任意のものであるので学生等に強制することのないよう
ご理解をお願いいたします。(P2・3)”
<https://www.mhlw.go.jp/content/000791159.pdf>

【内閣官房基本的対処方針】
“予防接種は、最終的に個人の判断で接種するもの、不当な偏見、差別等受けないよう(抜粋)”
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20220317.pdf (27P・58P)

副反応データベース 20代 <https://covid-vaccine.jp/pfizer-medi?limit=500&sort1=no&o1=1&sort2=severity&age1=20&age2=29&serious=serious&symptom=&o2=1>